

第2章 創作非容易性水準の明確化

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

① 意匠登録の要件（工業上利用可能性、新規性、創作非容易性）

意匠法第3条は、意匠登録の要件について、(i)「工業上利用することができる意匠」であること（工業上利用可能性、同条第1項柱書）、(ii)意匠が新規なものであること（新規性、同項各号）、そして(iii)意匠が容易に創作できる程度のものでないこと（創作非容易性、同条第2項）の3要件を規定している。

② 創作非容易性の意義

意匠登録の第3要件である創作非容易性について、意匠法第3条第2項は、「意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたとき」には、意匠登録を受けることができないと規定している。これは、新規性のある意匠であっても、これが当業者に容易に創作できる意匠であれば、意匠権による保護に値せず、むしろ独占権を付与することによって産業の発達を阻害するおそれすらあることから、意匠権の対象を真に保護価値のあるものに限定すべく、創作非容易性の要件を課したものである。

具体的には、意匠の構成要素の一部を他の意匠に置き換えた意匠、複数の意匠を組み合わせる一々の意匠を構成した意匠、意匠の構成要素の配置をありふれた手法により変更した意匠等については、創作非容易性がないとして、意匠登録を拒絶されることとなる。

③ 「日本国内又は外国において公然知られた形状等」の意味

創作非容易性の要件について、意匠法第3条第2項は、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）が、「日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、この要件を満たさないとしている。「公然知られた」とは、秘密の状態にはされておらず、現実知られていることと解され、「日本国内又は外国において、現実に不特定又は多数の者に知られたという事実が必要であると解すべき」（知財高判平成30年5月30日）と判示されていた。

(2) 改正の必要性

近年の情報技術の発達により、より多くのデザインが刊行物やインターネット上で公開されるようになってきている。刊行物やインターネット上で公開された意匠についても、これに基づいて容易に意匠の創作をすることができた場合には、独自の創作性を有さず、意匠権による保護に値しない。しかしながら、単に刊行物やインターネット上で公開された意匠については、一部の出願人からは必ずしも「現実に知られている」、「現実に不特定又は多数の者に知られた」ということはできないと主張されており、実際、近年の意匠審査においても、特許庁とかかる出願人との間で、規定の解釈に齟齬が生じる事態となっている。

また、各国企業がデザインによる製品やサービスの付加価値の向上を図っている中、我が国においても真に価値のあるデザインを保護すべく、創作非容易性の水準を明確にすることが喫緊の課題となっている。

上記状況に鑑みれば、創作非容易性の要件に関して、意匠が刊行物やインターネット上で公開されている場合についても、創作非容易性の判断要素となることを明示することが望ましい。

2. 改正の概要

意匠法第3条第2項に規定している創作非容易性の水準を明確化し、刊行物やインターネット上で公開された形状等に基づいて当業者が容易に創作をすることができた意匠についても拒絶、無効の対象となるように規定し、創作性の高い意匠を的確に保護できるよう措置を講じた。

3. 改正条文の解説

◆意匠法第3条

(意匠登録の要件)

第三条 (略)

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、同項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

第3条第2項を改正し、創作非容易性の水準を明確化し、頒布された刊行物に記載された形状等、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等に基づいて容易に創作できた意匠についても登録を受けることができないものとした。

また、画像を意匠の定義に追加したことに伴い、日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった画像に基づいて容易に創作できた意匠について

も登録を受けることができないものとした。